

湯前小学校 校長室だより		令和4年 6月15日 第4号 文責 吉村 和仁
---------------------	--	----------------------------------

○ 6月は心のきずなを深める月間

湯前小学校では、6月「心のきずなを深める月間」として、人権について考え、学校生活を見つめなおす期間としています。具体的には、各学級で人権に関する授業を行うこと、その他にも、湯前小学校人権宣言や学級の人権宣言を話し合ったり、人権標語の作成に取り組んだりします。6月17日（金）には、人権集会を開催し、学校・学級の人権宣言の紹介や人権に関する動画を視聴します。

保護者や地域の皆様は、「人権問題」と言われて、どのようなことを考えられますか。熊本県人権教育・啓発基本計画（令和2年12月）には、人権に関する重要課題として13項目が挙げられています。人権問題として、新型コロナウイルス感染症に関する人権問題（感染症・難病等をめぐる人権）のことを考えられた方もいらっしゃるかもしれません。

このような個別の人権課題について学んでいくことが、差別を生み出さないために重要なことです。もう一つ重要なことは、日常生活の中にある人権問題を見抜き、正しく行動できる態度（資質・能力）を育てるということです。

湯前小学校は、県教育委員会から「令和4年度人権教育指導方法等の工夫・改善実践協力校」に選出されています。人権教育の充実の契機となるよう取り組んでいくつもりです。

○ P T A あいさつ運動（朝の登校指導）はお世話になります。

今週からP T A あいさつ運動がスタートしました。保護者の皆様には、朝の貴重な時間帯ですが、どうかよろしく願います。保護者や地域の皆様に見守っていただき、児童も安心して登下校を行うことができます。指導の際は、児童に「ひと声」をかけていただきますようお願いいたします。

○ 学校への進入時及び学校敷地内は、最徐行をお願いします。

湯前小学校の正門は、見通しが悪いのはご存じのとおりです。昨年8月には正門敷地内に停止線を引き、児童の飛び出し防止対策をとりました。時折、勢いよく正門から侵入される車があります。出入りには細心の注意をお願いします。

○ 令和4年度から通知表は『年2回』に

P T A 総会でお伝えしましたように、通知表をこれまでの年3回から、年2回（10月、3月）の発出に変更します。学期末の慌ただしさを解消することで、児童への学習指導に力を注ぐことができるのではと考えております。また、教員の働き方改革にもつなげたいと思います。

熊本県教育広報誌「ばとん・ぱす」の最新号が発行されています。

<https://www.pref.kumamoto.jp/site/kyouiku/137375.html>

